

北郷小学校  
いじめ防止対策基本方針

令和5年度  
勝山市立北郷小学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学年でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたっています。

しかしながら、ネット社会の急速な伸展をはじめ、子どもを取り巻く環境が変化する中で、全国各地でいじめによる痛ましい事件が相次ぎ、その対策として「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」が制定・施行されました。

そこで、本校では、国、福井県、および勝山市のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「北郷小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。この基本方針は、本校におけるいじめ防止のための基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

今後は、この基本方針に基づき、関係機関の緊密な連携の下、これまで以上にいじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、重大事態への的確な対応を万全にしながら、本校のすべての児童が、生き生きと輝きながら、いじめのない学校生活を送ることができるよう、取り組んでいきます。

策定年月日	平成26年3月20日
改訂年月日	平成27年4月7日
	平成28年4月25日
	平成30年4月23日
	令和元年5月24日
	令和4年4月11日
	令和5年4月10日

## 1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

### (1) いじめ防止基本方針策定の目的

「北郷小学校いじめ防止基本方針（以下「本校基本方針」という。）」は、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、いじめ問題への対策を、関係機関がそれぞれの役割を明確に自覚し、主体的かつ相互に連携しながら広く社会全体でいじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

### (2) いじめ防止対策に関する考え

- ① いじめは、いつでも、どこでも、誰でもが関係する問題であり、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないことを目指す。
- ② 児童が自分自身を大切に、他者を思いやり、互いに助け合い、勇気をもって行動できるように「心の教育」を重視する。
- ③ 本校は、すべての児童が、「どんなことがあってもいじめを行わないこと」「いじめを認識しながらこれを放置しないこと」「いじめは心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」を十分に理解できるように努める。
- ④ 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、勝山市教育委員会、各保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校だけでなく、勝山市、各家庭、地域の関係者や関係機関、専門機関と緊密な連携協力の下、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

## 2. いじめの定義と判断

- ① 「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。
- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## 3. いじめの防止等のための具体的取り組み

### (1) 「思いやり・助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

いじめを未然防止し、根絶していくためには、思いやりや助け合いの心をもって行動できる児童の育成に向けた教職員共通の認識が欠かせない。

#### <ほめて伸ばす教育>

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

#### <人権教育の推進>

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解を深めるとともに、自分だけでなくまわりの人のことも大切であるということを認めることができる心を育てる。

#### <体験活動の推進>

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

#### <道徳教育の推進>

教科書だけでなく「道徳ノート」や「夢へのパスポート」も活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を

育てる。

#### 【具体的な取り組み】

- ① 道徳の授業では、「思いやり」「信頼・友情と男女の協力」「寛容・謙虚」の内容を計画的に、また実態にあわせて効果的に実施する。「道徳ノート」や「夢へのパスポート」を活用し、道徳の授業に役立てる。学級の実態に応じていじめに関わる学習を柔軟に取り入れる。
- ②放送・集会委員会や生徒指導主事を中心にして、月目標などを通して「思いやり・助け合いの心」の育成に向けて、全教職員が共通理解をして指導に当たる。
- ③見守り活動や読み聞かせのボランティア、また校外学習や出前授業での講師として来校する地域の方との交流などを通して、児童が多様な人と触れ合い人間関係をつくる場を設定する。行事や総合的な学習の時間を使って福祉活動も体験できるようにする。

## (2) 学校評価

いじめ防止が学校教育において重要な事項であることを自覚し、いじめの防止等に関する取り組みを学校評価項目に位置づける。

#### 【具体的な取り組み】

- ①学期に1回、児童へのアンケートで児童間でのトラブルや悩みを把握し、いじめやいじめに繋がる状況を見逃さない。小さなトラブルも担任を中心に話をよく聞いて改善に努める。必要があれば、カウンセラーなどにつなげる。
- ②学期末には、保護者への学校評価の中にいじめの項目を盛り込み、学校以外での児童の様子も含めいじめやいじめに繋がる状況を洗い出し、対処する。また、評価結果をいじめ未然防止に役立てる。
- ③学年末の学校評価では、教職員が自らの教育を振り返り、評価結果を真摯に受け止め、指導法や組織の改善に役立てる。

## (3) いじめの未然防止

スクールプランに「いじめの未然防止」を掲げ、全教職員はもちろん、保護者や地域の方々にも、機会あるごとに呼びかけ、共通理解や協力をお願いする。

また、学級や学校全体で、いろいろなことを体験できる機会を設ける。「なかよし広場」という縦割り班で遊ぶ時間や「マイステージ」という自分の得意なことを発表する時間を設け、全校で児童同士が交流したり互いを認め合ったりできる場とする。またボランティア活動など児童が「他の人と関わることは楽しいし誰かの役に立てたら嬉しい」と感じられるような機会を学校生活の中で設け、いじめの未然防止を図る。

同時に、教職員の更なる授業力向上を図り、分かる授業、知的で質の高い授業作りを推進する。

#### 【具体的な取り組み】

- ①児童主体の行事は、自分が北郷小学校の一員であるという自覚と北郷小学校に入学して嬉しいという気持ちになれるように、6年生が計画・立案を行う。
- ②全校朝会の生徒指導主事からの話にも「あいさつ」や「困ったことがあったら」「いじめは許さない」など具体的な内容を入れ、公の場で児童全員の意味も確認する。
- ③いじめを見たり感じたりした場合、やめさせることは正義であるが、その勇気が出せない場合は教職員や保護者に伝えることも大切な正義であることを具体的に話す。
- ④いじめを認知した場合、被害者の同意を得て学年だけでなく、学校全体の問題として

扱うことを基本とする旨を宣言する。もちろん、被害者の安全を確保するためなど、特別な事情で公表せずに指導を行う場合があることも伝える。

- ⑤いじめ事案が発生した場合、スピード解決を図るため警察と連携する場合もあることを保護者に伝える。
- ⑥全教職員が足並みを揃え、ぶれのない指導支援を実行していくことが最も重要であることを職員会議等で確認する。
- ⑦以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
  - ・障がいのある児童
  - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
  - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
  - ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童
  - ・本人または家族が感染症にかかり、長期に渡って出席停止となる児童
- ⑧学年だよりや学校だより、学級や学校の様子を数多く記載し、保護者や地域との連携をはかる。学校評価をうけての対応や取り組みなどについても公表する。
- ⑨警察の方に来ていただき、児童だけでなく保護者も交えた「ひまわり教室」を行い、情報モラルやネット問題対策等についても学習する。
- ⑩学期1回教育相談週間を設けるなどして、いじめや人権侵害に当たる行為がないか確認する。教育相談週間では、担任だけでなく、相談しやすい先生方誰にでも話せることを知らせ、幅広い角度から対応にあたる。
- ⑪担任だけでなく全ての教職員が日頃から児童にプラスの声かけを数多く与えるように心掛ける。漫然とほめるだけでは効果的ではないので、児童が「がんばった」「努力した」と感じられる点を的確に見取り、行為をほめるようにする。
- ⑫学年の引き継ぎ物やデータの共有化により効率的で積極的な教材研究を通して、授業改善に努め、児童全員が積極的に参加できる分かる授業をめざす。

#### <授業改善>

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方についての授業研究や公開授業を行い、児童が楽しく学べる授業に努める。

#### <いじめの起きない学校・学級づくり>

「なかよし広場」だけでなく保育園児・中学生との交流活動も行い、協力して一緒に活動する場を設定し、スクールプランに掲げる「いじめを許さない学校」を実現するため、学級での授業や特別活動での指導を通して、児童が安心して落ち着ける「居場所づくり」を提供する。

#### <児童の主体的活動の充実とポジティブ教育の推進>

学級活動や児童会活動等において、児童が主体的に取り組む協働的な活動を通して児童相互の「絆づくり」を推進する。同時に児童の自己肯定感を高め、学校生活の様々な場面で意欲的になれるように、児童同士が認め合ったり教師や保護者など周囲の大人から認められる機会を多く設ける。

#### <開かれた学校>

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

#### <インターネット等に関する指導>

「きたごうスマートルール」として「みんなで守る『きたごうスマートルール』、大人もいっしょに守る『きたごうスマートルール』、そして『わが家のスマートルール』」を実践する。特に『わが家のスマートルール』については、各家庭への具体的な啓発として、毎月末の週末を「ファミリーデー」と位置づけ、ルールを守りつつ家族で過ごす時間が充実できたかをシートに記録し振り返る機会とする。また、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、「ひまわり教室」等を利用して、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。

### (4) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。実際、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの早期発見を心がけるよう全教職員で確認する。

また本校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、連絡帳での保護者との交流、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、日頃から教職員が児童に積極的に声かけを行うなど、信頼関係の構築に心がける。同時に家庭や関係機関と連携し、ともに児童を見守る体制作りに留意する。さらに、幼保小中の連携を重視し、スムーズな小学校入学と安心できる中学校への進学のために心掛ける。

#### 【具体的な取り組み】

- ①担任はできるだけ早く教室へ行き、児童の登校を迎え交流を深めるとともに様子を観察する。
- ②いじめ問題を取り上げた道徳の授業を行い、いじめは許されない行為であることについて児童とともに学び、理解を深める。また、学年の状況に応じていじめに関わる学習を柔軟に取り入れる。
- ③PTA地区委員会と連携し、1学期に地区懇談会を開催し、保護者や地区の方々と連携して児童を見守る体制作りに努める。

#### <積極的ないじめの認知>

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

#### <自己チェックの活用>

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

#### <アンケートの実施>

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。

#### <教育相談体制の充実>

担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

#### <家庭や地域との連携>

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

### (5) いじめの事案対処

#### <「いじめ対応サポート班」による対応>

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守る。

#### <被害・加害児童への対応>

いじめを受けた児童やいじめについて報告した児童の心のケアをし安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

#### <外部人材の活用と関係機関との連携>

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

#### 【いじめを発見した場合】

- ①発見者、またはその情報を得た教職員は、できるだけ早く校長・教頭・担任・生徒指導主事に報告する。なお、からかいや悪ふざけ等が教職員により把握できた場合はその場で即時に「誰が」「誰に」「何をした」結果「どうなった」のか確認し、からかいや悪ふざけを受けた児童を守るための指導を行う。また、教職員は、発見または確認により得た情報を必ず書いて記録に残す。関与した教職員が複数いる場合は、話し合ったり確認し合ったりする前に、まず各々が個別に把握した記録を残す。
- ②校長は即日のうちに「いじめ防止対策委員会」を招集し、関係児童からの聴き取りや保護者への連絡等について委員会としての方向を決める。発見者、またはその情報を得た教職員の記録をもとに事実を確認する。関係児童への聴き取りは必ず複数の教職員で当たり、漏らさず記録を取る。事実を確定せず、多角的に聴き取りを行い、いじめとして認知すべきかを委員会として判断する。今後の指導の方針を確定し、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、役割分担を行う。
- ③事実が確認できればその事実を、未確定の部分があれば現時点で把握したことを、必ず即日のうちに保護者へ連絡し、今後の指導への協力をお願いする。推測を加えず、事実のみで語り、電話等で済ませず家庭訪問を行う。なお、当日の記録を、速やかに勝山市教育委員会へ報告する。
- ④翌日から、委員会で決定した指導方針に従って全教職員の共通理解のもと、指導を開始する。関係教職員は、指導の様子（例えば加害児童との面談や、被害児童の様子など）や経過を生徒指導主事に伝える。生徒指導主事はそれらの事実を必ず記録に残し、日ごとに校長および教頭に報告する。
- ⑤3日たっても改善が見られない場合は、新たな方針策定のため校長は再度委員会を開催する。

#### 【悪質な書き込みやSNSなど、ネットいじめを発見した場合】

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握することは、別の児童や保護者からの相談の場合が多い。また、児童の様子の変化から、事案を把握するに至った事例もある。学校では子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応してい

く必要がある。

- ①誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童・保護者等からあった場合、まずその内容を確認し、校長・教頭・生徒指導主事および担任にその内容を報告する。校長は即日のうちに「校内いじめ防止対策委員会」を招集し、通常のいじめ事案と同様の対応をする。聞き取りを行う際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。スマートフォン・携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難であれば、デジタルカメラで撮影させてもらうなどして内容を保存する。
- ②被害児童以外からの相談で誹謗・中傷等が分かった場合は、被害児童の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問等を行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。
- ③その際、加害児童自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、ネット上に誹謗・中傷を書き込んだ等のケースも考えられるため、被害児童からの情報だけをもとに、安易に加害児童と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べる。
- ④加害児童が明らかでない場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行い、指導の協力をお願いする。また、ひまわり教室や保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取り組みに対する保護者の理解を得る。

## (6) いじめの解消

いじめの再発を防ぐため、いじめが解消したとの判断基準は、本人・保護者・教師が一定期間(3ヶ月程度)の後、「いじめがなくなった」と判断した時点とする。

【具体的な取り組み】

いじめが発生して3ヶ月たった月末に、いじめ対応サポート班により、本人・保護者・教職員から情報収集の上協議し、判断する。

## (7) いじめによる重大事態への対応

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは次の対応を行う。

- ①重大事態が発生した旨を勝山市教育委員会に速やかに報告する。
- ②学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、勝山市教育委員会への調査結果報告を速やかに行う。
- ③勝山市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

【重大事態にあたるケースについて】

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な損傷を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤いじめにより年間30日程度以上の欠席を余儀なくされている疑いがある場合

【重大事態を認知したら】

- ①学校は、重大事態が発生した場合、勝山市教育委員会を通じて勝山市長へ、事態発生について報告する。

#### 【具体的対応について】

勝山市教育委員会の助言、指導のもと、以下の手順で対応に当たる。

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。この調査組織は、「いじめ防止対策委員会」を母体として当該重大事態の性質に応じて、専門的知識および経験を有する適切な専門家を加えて設置する。ただし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者とする。
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係のみを速やかに調査する。
- ③いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮するが、個人情報の保護のためにと説明を怠ることがないようにする。また、得られたアンケート結果等は、いじめを受けた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する。
- ④調査結果は、勝山市教育委員会を通じて市長へ速やかに報告する。いじめを受けた児童や保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

## 4. いじめの防止策等のための組織

### (1) いじめ対策委員会

本校は、学年や学期のはじめに、全職員でアレルギーや疾病等の身体的なこと、気がかりな児童や指導に配慮を要する児童についての話し合いをしている。また、全職員の共通理解をはかるため、終礼の後、「本日の欠席・遅刻・早退についての報告と気がかりな子についての話し合い」の場を設けている。すぐに対応ができ、教員全員が共通理解することにより次の指導に生かせるため、大変よい場になっている。

また、管理職のリーダーシップの下、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭や教育相談担当等による「校内いじめ防止対策委員会」を定期的に開催していじめの未然防止にあたっている。さらに、全担任が児童一人ずつと個別にじっくりいろいろなことを話す「教育相談週間」を学期に1回以上設けている。いじめを認知した後は、生徒指導主事・関係担任・教育相談担当・養護教諭等による「いじめ対応サポート班」を設置し、組織として具体的な指導、支援に当たる。なお、これらの組織には、必要に応じてスクールカウンセラーや外部の専門家を加える。

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「校内いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当等、

(スクールカウンセラー、勝山市スクールソーシャルワーカー等)

- (活動) ①未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ②「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
  - ③いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
  - ④児童相互の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践

- ⑤いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ⑥教職員の校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ⑦計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ⑧学校におけるいじめ問題への取り組みの点検
- ⑨いじめの疑いがある場合には、速やかに情報を共有し、いじめを認知した時は「いじめ対応サポート班」を立ち上げる。

## (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行う。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭等

(スクールカウンセラー、勝山市スクールソーシャルワーカー等)

- (活動) ①当該いじめ事案の対応方針の決定・対応策の立案
- ②個別面談による情報収集
  - ③継続的な支援
  - ④保護者や地域との連携
  - ⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などの外部機関との連携
  - ⑥気がかりな子どもに関する事例検討会を開催する。
  - ⑦対応が困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家や警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の協力を求める。

## (3) 勝山市教育委員会との連携

- ①いじめが起きた場合には、速やかに勝山市教育委員会に報告する。
- ②「いじめ対応サポート班」の設置を連絡する。
- ③いじめの状況によっては、連携協力を求める。勝山市スクールソーシャルワーカーや指導主事、スクールカウンセラー等の派遣を要請する。
- ④今後の対応についての相談をする。
- ⑤他の関係機関との連携の必要性について相談する。

## (4) 関係機関との連携

- ①いじめがひどくなることが懸念され、対応が困難な場合には、速やかにPTAや警察、児童相談所、青少年育成団体等と連携する。
- ②対象の児童が精神的に極度に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携する。
- ③家庭において問題が見られ、児童や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センター等と連携する。

(5) 組織図

＜校内いじめ対策委員会＞

校長



教頭

連絡：担任、見かけた教職員

いじめの  
情報

生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭等

(スクールカウンセラー、勝山市スクールソーシャルワーカー等)

- いじめ問題対応の年間行動計画の作成・具体的な活動の計画、実践、振り返り
- いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- 児童相互の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- 教職員の校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- いじめの疑いがある事例の情報があった時の対応

認知

外部人材  
関係機関

勝山市教育委員会へ  
の報告・連携・協力

報告

連絡

窓口：教頭

相談

＜いじめ対応サポート班＞

校長・教頭

生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭等

スクールカウンセラー、勝山市スクールソーシャルワーカー等

- いじめ事案の対応方針の決定・対応策の立案
- 個別面談による情報収集・継続的な支援
- 保護者や地域との連携・外部人材や警察、  
児童相談所などの外部機関との連携

## 5. いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

北郷小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	<b>いじめ防止対策委員会</b> ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓						
	<b>職員会議</b> ・年間計画の周知 ・教員の共通理解	★入学式 ・上級生と 対面する。	★入学式 ・6年生を中心に、1年生を迎える雰囲気です式に臨む。				
	<b>個人調査票</b> ・情報の確認 ↓	<b>★登校班での集団登校開始</b> ・班長の児童を中心に高学年児童が低学年児童を気遣いながら登下校する。					
	<b>PTA 総会、授業参観</b> ・情報や意見の収集	<b>★生活目標</b> ・4月生活目標「元気にあいさつをしよう」に向かって学年目標を話し合い、より良い学校生活ができるよう、各学年に合わせた取り組みを行う。5月以降も同じように取り組む。					
	<b>いじめ対応サポート班</b> ・いじめがおきたときを想定して打合せ	<b>★1学期清掃班の確定</b> ・1年生も交えての縦割り清掃班での清掃を開始する。(清掃班の編成は学期ごとに変わる。)					
	<b>校内就学支援委員会</b> ・気がかりな児童の支援計画について話し合う。	<b>★色別縦割り活動班の決定</b> ・年間を通じて行事や「なかよし広場」で活動する縦割り活動班が確定しする。					
		<b>★1年生を迎える会</b> ・6年生の色別縦割り活動班リーダーを中心に、1年生が楽しめるように「1年生を迎える会」を行う。					

5  
月

### 学校教育計画

- ・スクールプランに従って  
温かい学級づくりのため  
の学級経営案提出
- ・道徳教育、人権教育等  
の年間指導計画確認

### 教育相談の実施(毎学期)

- ・教育相談アンケート
- ・児童との個別面談

### いじめ防止対策委員会

- ・アンケート結果について

### 授業研究(年間通じて)

- ・道徳、国語を中心に授  
業改善、UD化に取り組  
む。
- ・授業を公開し合う。

### なかよし広場

- ・各班の担当教員がつき  
そう。

### いじめ防止対策委員会

- ・定期的に状況把握

### 学校運営協議会

- ・校内視察
- ・学校評価や児童アンケ  
ート結果の対応などに  
ついてアドバイスをいた  
だく。

### ★ボランティアの方との交流

- ・読み聞かせ、登下校の見守りなど地域や家庭からのボラン  
ティアの方々と交流する。

### ★教育相談週間

- ・アンケートに答え、担任と個別に面談する。希望すれば、担  
任以外の教員とも面談できる。

### ★北郷っ子運動会

- ・6年生を中心とした児童会運動会で、委員会ごとに準備を  
したり色ごとに応援などの練習を行なったりする。運動会当  
日は「授業参観日」として家族に公開する。

★敬老  
会発表

### ★連合音楽会校内発表

- ・6年生の歌声を聞き、真剣な姿を見る。

★連合  
音楽会

### ★なかよし広場

- ・色別縦割り班で活動する行事がない月は、月に一度、6年  
生を中心に遊ぶ計画を立て、大昼休みに一緒に楽しむ。

6  
月

### ★多様な学習場面での交流

- ・校外学習や出前授業などで講師や世話役をしてくださる地  
域の方と交流する。

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<b>いじめ防止対策委員会</b> ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導について	<b>★学校評価アンケート</b> ・アンケートに答え、学校生活について振り返る。  <b>★1学期保護者会</b> ・親子道徳で保護者とともに講師の話を聞く。 ・授業の様子を保護者に見ていただき、充実感を感じる。  <b>★マイステージ</b> ・得意なことを全校に発表し、充実感・自己存在感を感じる。					
	<b>学校評価アンケート</b> ・児童、保護者の状況把握 ・学校だよりで結果公表						
	<b>1学期保護者会</b> ・親子道徳 ・地区懇談会 ・保護者懇談						
8月	<b>校内研修</b> ・ポジティブ教育研修	<b>★ラジオ体操</b> ・高学年を中心に地区でラジオ体操を行い、生活リズムを整える。  <b>★家庭訪問</b> ・夏休み中の生活や心配事についてなどを担任教師に話し、安心感を得る。					
	<b>家庭訪問</b> ・子どもの状態を確認 ・必要に応じてアドバイスをを行う。						
	<b>いじめ防止対策委員会</b> ・2学期の取り組みについて						
9月	<b>いじめ対応サポート班</b> ・夏休み、2学期はじめの様子について確認。	<b>★連合体育大会応援</b> ・4年生を中心に、5・6年児童への応援発表をする。				<b>★連合体育大会</b> ・練習、参加により充実感を得る。	
	<b>いじめ防止対策委員会</b> ・定期的に状況把握	<b>★遠足に向けて</b> ・遠足に向けての計画、準備を学年に合わせて進める。				<b>★修学旅行に向けて準備</b>	

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<b>町民体育大会</b> ・児童が楽しく交流できるように準備する。	<b>★遠足</b> ・友だちと仲良く活動する。					<b>★修学旅行</b>
	<b>いじめ防止対策委員会</b> ・定期的に状況把握	<b>★町民体育大会</b> ・地域の方と交流しながら、友だちや家族と楽しく参加する。					
	<b>道徳授業研究</b> ・指導主事訪問研究授業	<b>★マラソン大会</b> ・友だちのがんばりを認めながら、自分もベスト記録を目指す。					
		<b>★町民文化祭</b> ・発表や作品の出品を行い、地域の方に見ていただく。					
11月	<b>実りの学習発表会</b> ・児童が自分の力を出し切れるように支援する。	<b>★実りの学習発表会</b> ・総合などの学習成果をまとめて発表に臨み、一人一人が役割を果たす。保護者に見ていただいて満足感を得る。					
	<b>いじめ防止対策委員会</b> ・定期的に状況把握						
		<b>★人権週間に向けて</b> ・全校でも学級でも人権に関する学習、活動に取り組む。 ・自分や友だちの気持ちを考える。					
12月	<b>人権週間</b> ・定期的に状況把握	<b>★学校評価アンケート</b> ・アンケートに答え、学校生活について振り返る。					
	<b>学校評価アンケート</b> ・児童、保護者の状況把握 ・学校だよりで結果公表	<b>★2学期保護者会</b> ・授業参観や掲示物でがんばりを保護者に見てもらおう。					
	<b>2学期保護者会</b> ・授業公開、保護者懇談	<b>★マイステージ</b> ・得意なことを全校に発表し、充実感・自己存在感を感じる。					
	<b>いじめ防止対策委員会</b> ・定期的に状況把握						

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	<b>学校評価アンケート分析</b> ・振り返り、改善に向け協議	<b>★かるた大会</b> ・友だちと5色百人一首を楽しむ。					
	<b>スキー教室に向けて</b> ・児童が楽しくスキー学習に取り組めるように準備	<b>★スキー大会</b> ・友だちと仲良くスキー学習に取り組む。 ・ボランティアに来てくださる保護者や地域の方と交流する。					
	<b>いじめ防止対策委員会</b> ・定期的に状況把握	<b>★給食週間</b> ・委員会の発表などから、食への感謝、関わる人への感謝の気持ちを表す。					
2 月	<b>学校運営協議会</b> ・校内視察 ・学校評価や児童アンケート結果の対応などについてアドバイスをいただく。	<b>★新入生 体験入学</b>				<b>★中学校 体験入学</b>	
	<b>いじめ防止対策委員会</b> ・定期的に状況把握	<b>★教育相談週間</b> ・アンケート、教員との面談				<b>★卒業に 向けて</b>	
	<b>保護者教育相談週間</b> ・希望する保護者と面談	<b>★6年生を送る会、卒業式に向けて</b> ・5年生を中心に色別活動班で、6年生への感謝の気持ちを込めて送る会の準備をする。 ・卒業式に向けて6年生への想いを言葉に表す。					
3 月	<b>PTA 総委員会</b>	<b>★6年生を送る会</b> ・1～5年生は6年生へ、6年生は下級生や先生方への感謝を学年発表や感想発表で表す。					
	<b>卒業式に向けて</b> ・児童が立派な態度で式に参加できるように指導、支援を行う。	<b>★マイステージ</b> ・最後のマイステージで児童が得意技を発表し、認め合う。					
	<b>いじめ防止対策委員会</b> ・気がかり児についてまとめる。 ・来年度に向けて	<b>★登校班長引継ぎ式</b> ・登校班長の引継ぎを行う。今後の安全に登下校を誓う。					
		<b>★卒業式</b> ・6年生だけでなく、1～5年も立派な態度で参加し、充実感を感じる。					

